

第8章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

総合支援協議会を核として、サービス提供事業者、関係機関、団体等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行い、計画の推進に努めます。

2 障害福祉サービス等や計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービス等を誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等について市広報やホームページなどにより情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

3 障がい者（児）に対する理解と啓発

障がいについての正しい知識の普及・啓発に努め、障がい者（児）に対する理解の促進を図るとともに、共に暮らすことができる社会の実現を目指していきます。

4 計画量に応じた財源の確保

計画の実効性を担保する観点から、計画量に応じた財源の確保に努めます。

5 計画の進行管理と評価

年度ごとに計画の達成状況を点検・把握し、評価を行うとともに、評価結果については総合支援協議会に対し報告を行い、意見等を求め、変更や見直し等必要な対策を講じることで、計画を推進していきます。